

平成27年12月17日

日本関税協会横浜支部
齊藤 事務局長 殿

横浜税関業務部
管理課長 野口 秀利
(押印省略)

電気カーペットに係る分類変更について

標記の件につきまして、平成28年3月1日より「電気カーペット」の分類が別紙のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

これにより、一部の電気カーペットが無税品から有税品となることから事前に貴会会員の皆様にご周知頂きたく存じます。

なお、本件につきましては、税関ホームページに掲載予定（平成28年1月）であることを申し添えます。

以上

電気カーペットに係る分類変更について

平成27年12月

平成27年3月に開催された第55回世界税関機構(WCO)HS委員会の決定を受け、電気カーペットの分類についての取り扱いが、以下の通り変更となります。
本取扱いは、平成28年3月1日から適用されます。

第55回HS委員会決定

紡織用繊維製の電気カーペットは、カバーを付して使用されるか否かに関わらず、紡織用繊維製の床用敷物として、第57類に分類される。

変更前

カバーを付して使用することが推奨される電気カーペットの本体(カバー無)は、床用敷物とみなさず、家庭において使用する種類の電熱機器として、第85.16項(税率:基本Free)に分類。



変更後

電気カーペットの本体(カバー無)も、床用敷物として、使用時の露出面の材質・性状等により分類。

変更後の具体的な取扱い

物 品	分 類
以下の物品は、すべて同様に右のとおり分類されます。 ・そのまま使用されるもの ・カバーを付して使用することが前提とされるもの(輸入時にカバーとセットで提示されるか否かを問わない)	使用時の露出面の材質・性状等により、床用敷物として、分類されます。 1. 露出面が紡織用繊維製のもの 「紡織用繊維製の床用敷物」として、57類に分類 (例)・5704.90-200(フェルト製のもの) (基本9%、協定7.4%、特恵Free) ・5705.00-022(その他のもの、主として不織布) (基本9.6%、協定7.9%、特恵6.32%) 2. 露出面がプラスチック製のもの 「プラスチック製の床用敷物」として、39類に分類 (例)・3926.90-029 (基本5.8%、協定3.9%、特恵Free) ・3918.10-000 (ロール状のもの、塩化ビニルの重合体製のもの) (基本4.6%、協定3.1%、特恵Free)

※ 具体的な物品に関する分類は、業務部関税鑑査官に個別にご照会ください。